

金融円滑化に対する当金庫の取組状況について

「中小業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「金融円滑化法」）第7条第1項の規定に基づき、当金庫が同法第4条及び第5条の規定に基づいて対応した措置の状況に関する事項、並びに同法第6条の規定に基づき対応した措置に関する事項につきまして、以下のとおり開示いたします。

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

理事会にて、平成21年12月21日に「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、営業店およびホームページにて開示しております。

地域金融円滑化のための基本方針

いちい信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

記

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、コンサルティング機能の発揮を通じて、お客様が経営改善、事業再生等に意欲を持って主体的に取り組まれるよう、最大限支援します。

2. 内部体制の強化

(1) 「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」「金融円滑化マニュアル」の策定

今回、新たに金融円滑化に関する方針、規程、マニュアルを策定することにより、全役職員に対し、法令の主旨に沿った適切な行動を引続き行うよう徹底いたします。

(2) 金融円滑化管理責任者、金融円滑化委員会および金融円滑化推進室の設置

- ・ 経営相談担当役員（代表役員）を金融円滑化管理責任者に任命し、金融円滑化管理体制の整備に関する指導・監督を行います。
- ・ 金融円滑化担当部門の各部長を構成員とした金融円滑化委員会を設置し、金融円滑化に関して、組織横断的な推進や対応措置の検討を行います。
- ・ 金融円滑化管理部門である経営相談部に金融円滑化推進室を設置し、お客様の経営

改善に向けたきめ細かな支援を行います。

(3) 金融円滑化責任者、金融円滑化担当者の配置

当金庫の金融円滑化推進室および全営業部に「金融円滑化責任者」、「金融円滑化担当者」を配置し、相談窓口の適切な運営を行います。

3. ご相談窓口体制の強化

(1) 金融円滑化相談窓口の設置

全営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置いたします。

(2) 土曜相談窓口の設置

土曜相談センター内に「金融円滑化相談窓口」を設置いたします。

(3) お客様相談窓口の設置

法務部内に金融円滑化に関する「お客様相談窓口」を設置いたします。

4. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

1. 金融円滑化の体制整備

(1) 金融円滑化管理責任者、金融円滑化委員会及び金融円滑化推進室の設置

- ・ 経営相談担当役員（代表役員）を金融円滑化管理責任者に任命し、金融円滑化管理体制の整備に関する指導・監督を行っています。
- ・ 金融円滑化担当部門の各部長を構成員とした金融円滑化委員会を設置し、金融円滑化に関して、組織横断的な推進や対応措置の検討を行っています。
- ・ 金融円滑化管理部門である経営相談部に金融円滑化推進室を設置し、お客様の経営改善に向けたきめ細かな支援を行う体制としています。

(2) 金融円滑化責任者、金融円滑化担当者の配置

- ・ 当金庫の金融円滑化推進室及び全営業店に金融円滑化責任者、金融円滑化担当者を配置し、相談窓口の適切な運営を行っています。

2. 記録・保存及び報告体制について

(1) お客様から返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、営業店が詳細にわたって記録し、進捗状況の管理を行っています。また、記録のための作成書類は営業店にて5年間保存いたします。

(2) 営業店は、お客様から返済条件の変更等のお申込みがあった場合、すべての案件

に対し「返済条件変更等相談シート」を作成するとともに、営業店長及び本部経営相談部金融円滑化推進室まで報告を行い、営業店と本部が情報を共有する体制としています。

- (3) 金融円滑化の主管部署である経営相談部金融円滑化推進室は、「返済条件変更等相談シート」及び「貸付条件の変更等・管理シート」等をもとに、条件変更の実施状況を集計し、金融円滑化管理責任者に報告を行う体制としています。
- (4) 金融円滑化管理責任者は、定期的に金融円滑化委員会を開催し、協議した事項に関しては常務会に付議し、また必要に応じて随時、理事会、及び監事等に対して金融円滑化関連情報、または金融円滑化管理の状況について報告を行う体制としています。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体勢の概要

1. 金融円滑化相談窓口の設置

中小企業や個人事業主のお客様からの「資金繰り」及び「ご返済条件の見直し」のご相談や、住宅ローンご利用のお客様からの「ご返済条件の見直し」などのご相談にお応えするため、全店に相談窓口を設置しています。

平日にご来店が難しいお客様につきましても、土曜日の相談窓口として「相談センター」で承っています。

(1) 平日の相談窓口

	対象店舗	受付時間
相談窓口	全49カ店	平日9:00~15:00

(2) 土曜日の相談窓口

場所	住所	受付時間
相談センター	一宮市若竹3丁目3番3号 TEL 0586-77-5801	土曜日9:00~15:00

2. 本部の苦情相談窓口の設置

営業店等の対応に関するご相談や苦情などにつきましては、本部に「お客様相談窓口」のフリーダイヤルを設置しています。

	フリーダイヤル	受付時間
お客様相談窓口	0120-380-516 (直通)	平日9:00~17:00

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. 経営改善支援の体制

- (1) 経営改善支援先については、経営相談部が営業店と一体となって経営改善計画書

策定のお手伝いをするとともに、経営改善計画のモニタリングを行っています。

- (2) 貸付条件の変更等を行ったお客様については、経営状況に関する期中管理（継続的なモニタリング、経営相談、経営指導）を行っています。また、条件変更後1年以内に経営改善計画を策定としているお客様については、営業店が経営改善計画書策定の支援ならびに進捗状況のモニタリングを行っています。